

長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会報告書

I. 特別委員会の基本的事項

【設置の経緯】

平成28年8月24日、議員9人連名による「長与町議会議員の報酬に関する特別委員会の設置を求める要望書」が議長に提出された。これを受け、8月29日、議会運営委員会に対し「議会議員報酬に関する特別委員会の設置について」の議長諮問がなされ、9月7日の全員協議会を経て、平成28年9月9日の本会議において、発委第2号「長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会（以下、「委員会」という。）設置についての決議」を全会一致で可決し、設置したものである。

【調査目的】

議員報酬等に関すること

【委員定数】

15人

【調査期間】

本調査が終了するまでとし、閉会中も継続して調査することができる。

【委員会構成】

委員会設置決議可決後、委員を選任

委員長 山口 憲一郎

副委員長 喜々津 英世

委員 浦川 圭一 中村 美穂 安部 都

響庭 敦子 安藤 克彦 金子 恵

分部 和弘 西岡 克之 岩永 政則

堤 理志 河野 龍二 吉岡 清彦 竹中 悟

II. 調査項目

1. 議員報酬に関すること

議員報酬は、平成2年度以降の本町議員報酬の改定状況を調査。長崎県内の8町議会の状況、本町より人口が少ない6市の状況を調査した。また、全国の31類似団体の議員報酬額、議員数、首長給与との比率などを調査した。

2. 費用弁償に関すること

費用弁償については長崎県内市町の支給状況等について調査した。

Ⅲ. 調査内容

1. 委員会開催日及び調査事項

第1回委員会（平成28年9月28日開催）

- ①長与町議会議員報酬等の変遷
- ②県下市町の議員報酬等の状況
- ③平成26年度県下市町の普通会計決算の概要

第2回委員会（平成28年10月11日開催）

- ①首長給与と議長等報酬の比較検証
- ②県下8町及び本町より人口が少ない6市との普通会計決算比較検証
- ③県内市町の歳出に占める議会費等の比較検証
- ④住民等からの意見聴取について

第3回委員会（平成28年10月27日開催）

- ①議員の活動状況調査について
- ②議員報酬に関する基準・考え方について

第4回委員会（平成28年11月28日開催）

- ①公聴会（参考人からの意見聴取）

公募による応募者2人から意見聴取

- ②議員の活動状況調査報告
- ③都道府県類似団体（人口3万5千人～5万人未満31団体）との比較検証
- ④県下市町の議会に係る費用弁償支給状況

第5回委員会（平成29年1月27日開会）

- ①識者による講演会開催（議員及び町民聴講）

演題：議員報酬を取り巻く情勢と課題 講師：山梨学院大学法学部 大学院研究科長 江藤 俊昭 先生
--

第6回委員会（平成29年2月16日開催）

- ①議員報酬に関する調査結果について
- ②県下市町の費用弁償支給状況の詳細報告について

第7回委員会（平成29年10月25日開催）

- ①特別委員会報告書について
- ②その他

2. 主な調査の内容

(1) 長与町議会議員報酬等の変遷

①報酬額

▶平成2年以降、概ね2年ごとに見直しを行い引き上げていたが、平成12年4月の改定を最後に据え置かれている。

適用日	議長	副議長	議員	委員長
平成 2年4月1日	260,000円	210,000円	200,000円	205,000円
平成 4年4月1日	300,000円	248,000円	225,000円	237,000円
平成 6年4月1日	320,000円	265,000円	240,000円	253,000円
平成 8年4月1日	337,000円	280,000円	254,000円	267,000円
平成12年4月1日	343,000円	285,000円	258,000円	271,000円

②期末手当

▶平成23年4月に「6月100分の122.5」、「12月100分の137.5」、「加算率100分の25」の現行方式に改正。現行の支給割合は「6月100分の145」、「12月100分の165」、「加算率100分の25」となっている。

③費用弁償

▶平成元年4月から支給され、平成14年4月に引き下げられ現在に至っている。
※正副議長2,000円、議員1,700円、委員長(委員会時)2,000円

(2) 県下各市町の議員報酬額及び首長給与との比率

①県内8町との比較

町長給与及び議長等報酬額は、平成28年4月1日現在のもの。(単位：円、%)

自治体	町長	議長		副議長	議員	委員長	期末手当	
	給与月額	報酬月額	長比	報酬月額	報酬月額	報酬月額	月数	加算%
長与町	857,000	343,000	40.0	285,000	258,000	271,000	3.00	25
A町	835,000	334,000	40.0	276,000	251,000	264,000	3.20	25
B町	690,000	260,000	37.7	216,000	202,000	211,000	3.10	10
C町	740,000	305,000	41.2	251,000	228,000	240,000	3.10	15
D町	700,000	281,000	40.1	232,000	215,000	225,000	3.10	10
E町	750,000	310,000	41.3	249,000	226,000	235,000	3.05	25
F町	780,000	280,000	35.9	245,000	230,000	230,000	3.15	15
G町	598,000	255,000	42.6	198,000	180,000	184,000	2.60	15

▶県内8町では、町長給与及び議員報酬ともに本町がトップである。議長報酬の首長比率はG町・E町・C町・D町よりも低い。

▶期末手当の支給月数は7位。加算率は1位タイとなっている。なお、21市町の中では支給月数は20位、加算率は2位タイとなっている。

▶長与町長給与は、平成8年4月から838,000円。平成10年から現行の給与に改定され現在に至っている。

②長与町より人口が少ない6市との比較

首長給与及び議長等報酬額は、平成28年4月1日現在のもの。(単位：円、%)

自治体	首長	議長		副議長	議員	委員長	期末手当	
	給与月額	報酬月額	長比	報酬月額	報酬月額	報酬月額	月	加算%
長与町	857,000	343,000	40.0	285,000	258,000	271,000	3.00	25
H市	809,000	415,000	51.3	347,000	326,000	326,000	3.15	15
M市	800,000	413,000	51.6	340,000	322,000	322,000	3.15	15
T市	800,000	360,000	45.0	306,000	288,000	293,000	3.15	20
I市	800,000	380,000	47.5	330,000	300,000	315,000	3.10	15
G市	789,000	433,000	54.9	351,000	335,000	335,000	3.15	15
S市	837,000	389,000	46.5	329,000	310,000	315,000	3.35	20

➤首長給与は6市より高い。議長報酬額及び首長比率はいずれも低くなっている。

➤副議長以下の首長比率も6市より低い。期末手当の支給率は6市より低い、加算率は6市より高い。

(3)都道府県類似団体(人口、産業構造別)比較

No.	道府県	人口 (人)	議員 数	首長給与及び議員報酬月額(円)・首長比(%)						
				首長	議長	長比	副議長	長比	議員	長比
1	神奈川県寒川町	48,092	18	829,000	442,000	53	366,000	44	339,000	41
2	茨城県阿見町	47,576	18	722,000	369,000	51	330,000	46	313,000	43
3	埼玉県杉戸町	46,298	15	783,000	320,000	41	255,000	33	235,000	30
4	福岡県志免町	45,821	14	834,000	353,000	42	296,000	35	275,000	33
5	北海道音更町	45,391	20	859,000	351,000	41	275,000	32	235,000	27
6	福岡県粕屋町	45,109	16	834,000	349,000	42	293,000	35	272,000	33
7	大阪府熊取町	44,338	14	760,000	350,000	46	320,000	42	300,000	39
8	埼玉県伊奈町	44,088	16	770,000	322,000	42	257,000	33	229,000	30
9	愛知県武豊町	42,758	16	870,000	385,000	44	305,000	35	275,000	32
10	愛知県東郷町	42,568	16	877,000	386,000	44	310,000	35	280,000	32
11	長崎県長与町	42,515	16	857,000	343,000	40	285,000	33	258,000	30
12	静岡県長泉町	42,464	16	800,000	330,000	41	280,000	35	260,000	33
13	三重県菰野町	41,492	18	890,000	400,000	45	320,000	36	300,000	34
14	神奈川県愛川町	41,386	16	832,000	445,000	53	372,000	45	340,000	41
15	沖縄県読谷村	41,090	19	757,000	344,000	45	264,000	35	243,000	32
【人口4万人以上平均】			17	818,267	365,933	45	301,867	37	276,933	34
16	栃木県壬生町	39,922	16	850,000	400,000	47	335,000	39	300,000	35
17	熊本県菊陽町	39,856	18	747,000	332,000	44	273,000	37	249,000	33
18	静岡県函南町	38,628	16	758,000	320,000	42	270,000	36	250,000	33

19	茨城県東海村	38,467	20	850,000	430,000	51	388,000	46	367,000	43
20	宮城県柴田町	38,440	18	904,000	387,000	43	329,000	36	313,000	35
21	埼玉県三芳町	38,233	15	750,000	326,000	43	272,000	36	252,000	34
22	石川県津幡町	37,824	16	844,000	410,000	49	347,000	41	328,000	39
23	愛知県蟹江町	37,713	14	895,000	410,000	46	325,000	36	300,000	34
24	京都府精華町	37,443	18	825,000	345,000	42	260,000	32	240,000	29
25	沖縄県南風原町	37,113	16	790,000	300,000	38	250,000	32	233,000	29
26	群馬県玉村町	37,047	16	725,000	324,000	45	266,000	37	242,000	33
27	宮城県利府町	36,357	18	811,300	298,000	37	243,000	30	229,000	28
28	福岡県苅田町	36,200	16	829,000	415,000	50	375,000	45	344,000	41
29	埼玉県毛呂山町	35,304	14	739,000	318,000	43	260,000	35	244,000	33
30	埼玉県寄居町	35,213	16	756,000	310,000	41	254,000	34	232,000	31
31	沖縄県西原町	35,198	19	754,000	318,000	42	266,000	35	243,000	32
【人口4万人未満平均】			17	801,706	352,688	44	294,563	37	272,875	34
《類似31団体平均》			17	809,986	359,310	44	298,215	37	274,904	34

(注) 総務省の「地方公共団体給与情報等公表システム」により作成。類似団体とは「人口と産業構造(産業別就業人口の構成比)により分類されたもの。

①人口4万人以上の15団体の平均

議員別 報酬	報酬月額		首長比率	
	平均	長与町	平均	長与町
議長	365,933円	343,000円	45%	40%
副議長	301,867円	285,000円	37%	33%
議員	276,933円	258,000円	34%	30%

②人口3万5千人～5万人未満の31団体の平均

議員別 報酬	報酬月額		首長比率	
	平均	長与町	平均	長与町
議長	359,310円	343,000円	44%	40%
副議長	298,215円	285,000円	37%	33%
議員	274,904円	258,000円	34%	30%

※都道府県類似31団体と比較して、報酬額及び首長比ともに平均以下となっている。首長比では議長から議員に至るまで、4ポイント低い数値である。

3. 住民からの意見聴取

議員報酬問題は、議会基本条例に照らして住民等の声を聴取する必要があり、次の方法で対応した。

(1) 町民意識調査の実施

本調査は、平成28年10月に広報広聴常任委員会が議会改革の参考にするため、18歳以上の町民から無作為に抽出した2,000人に対して実施。回収率は約38%であった。

「議員報酬額についてどう感じますか」との設問では、「高い」26%（前回37%）。「適当」37%（前回31%）。「低い」7%（前回5%）。「わからない」27%（前回25%）となっている。報酬が高いと答えた人は11ポイント減っている。

(2) 公聴会（参考人意見聴取）の実施

議会だより159号で議員報酬引き上げについて意見陳述人を公募したところ、賛成意見2人の応募があった。公正を期すため議員推薦で反対意見を募集したが応募はなく、賛成者のみの意見聴取となった。

実施日時：平成28年11月28日 13時30分から

意見陳述人：山本満行氏（吉無田郷）、南部眞理子氏（吉無田郷）

【意見（要約）】

報酬引き上げには、8月24日付、特別委員会設置の要望書の主意に全面賛成する。

平成27年度から4名減の16名にもかかわらず、議会活動は長与町以外の方からも評価され、他市町議会からの視察も増加している。議会費も削減され財政改革にも貢献している。議員は、機関との積極的競争（議案提出、政策提言など）を担うもので、その対価が議員報酬である。「機関への追従、口利きを仕事としない」ことは言うまでもない。

「定例議会の出席が議員の活動」と誤解している町民も多い。町民と議員では「議員活動の定義」が違うことから、「議員が多すぎる、報酬が高い」と批判されている。誤解を解くためには、積極的な議会の見える化を図るべきだ。

(3) 議会報告会

平成29年1月28日（土）、上長与地区公民館、北部地区多目的研修集会施設、長与南交流センターの3会場で同時に開催した。議員報酬については、北部地区多目的研修集会施設で「なぜこの時期に報酬のあり方について検討するのか。報道では引き上げの方向とあったが、どうなっているのか」との質疑があった。

4. 専門的知見の活用（講演会）

調査に当たっては、学識経験者からの指導助言が必要と判断し、地方自治法第100条の2「専門的知見の活用」を図ることとした。講師には、議会改革問題などに造詣が深い専門家を選定し、議員だけでなく一般町民も対象とした講演会を開催した。

日時：平成29年1月27日

演題：議員報酬を取り巻く情勢と課題

サブテーマ「住民福祉の向上を進める新たな議会の条件整備」

講師：山梨学院大学法学部 大学院研究科長 江藤 俊昭 先生

【主な内容】

➤行政改革と議会改革の論理は全く異なる。行政改革は削減優先の効率性を重視する。議会改革は定数削減ではなく、地域民主主義の実現である。議会改革が執行機関の行政改

革を促進する効果がある。

- 議員報酬問題を考えることは、現在の議員のためだけでなく、多くの人が将来立候補し、活動がしやすい条件として考えることが重要。
- 持続的的制度として報酬、やりがいを持たせる環境整備は必要。
- 議員報酬の算定基礎は、議会活動、議員活動、議会及び議員活動に付随した活動、それ以外の活動を調査し、首長等の活動日数と比較する。その割合に応じて報酬を割り出す方式が望ましい。
- 議会モニター、議会だよりモニターの設置など、住民参加型の議会改革が重要。
- 政務活動費は不正使用等が次々に発覚しているが、重要なのは政務活動費を効果的に活用し、住民福祉の向上につなげることだ。政務活動費は必要で議論すべきだ。

5. 議員報酬に関する考え方

議員報酬の算定については、一般的な手法として次の方法がある。

- ①原価（積算）方式・・・報酬は役務の対価の考え方から、活動を調査し算定
- ②比較方式・・・・・・・・人口、面積、財政規模、その他について類似団体との比較
- ③収益方式・・・・・・・・議員の行政に対する貢献度を基礎にする考え方

全国町村議会議長会は、①の原価（積算）方式が望ましいとして、下記のとおり議員報酬標準案を示している。委員会としては①の方式を基本として調査した。

6. 全国町村議会議長会の議員報酬標準案

全国町村議会議長会の政策審議会では、議員の活動及び首長の活動日数等を調査の上、「首長の給与月額を基準」とした標準案を示している。

(1) 全国標準比率

議長報酬	： 首長給与月額の 40%～54%相当額
副議長報酬	： 首長給与月額の 33%～37%相当額
議員報酬	： 首長給与月額の 30%～31%相当額

(2) 人口段階別標準比率

人口段階別	格差指数	標準報酬比率		
		議長	副議長	議員
全国標準	1.0	40	33	30
5千人未満	0.9	36	30	27
5千人～2万人未満	1.0	40	33	30
2万人以上	1.1	44	36	33

(注) 標準報酬比率は全国標準に人口段階別の格差指数を乗じたもの。

本町における報酬比率は「議長 40%、副議長 33%、議員 30%」で全国標準である。格差指数による補正（人口 2 万人以上は 1.1）は反映されていない。

7. 議員活動状況調査

前項の考え方にに基づき、平成28年11月に議員活動状況調査を実施した。

- (1) 調査基準期間・・・平成27年11月1日～平成28年10月31日
- (2) 調査項目

活動区分A：本会議、委員会、全員協議会、委員派遣、議員派遣、町議会単独研修 他議会の視察対応・・・・・・・・・・・・・・・・（議会事務局データ活用）
活動区分B：町主催行事、自治会及び各種団体行事、相談その他活動区分Aに付随 する活動・・・・・・・・・・・・・・・・（各議員が調査提出）
活動区分C：A及びB以外の活動・・・・・・・・・・・・・・・・（各議員が調査提出）

- (3) 調査結果

活動区分A：平均日数 69日／年
活動区分B：平均回数 100回／年
活動区分C：平均回数 25回／年（議員活動にはカウントしない）

(注) 活動区分B、活動区分Cは、確認できないため、各議員申告をそのまま採用している。

- (4) 首長比率

首長活動日数は調査していないため、全国町村議会議長会が示している日数を適用。

議員活動(A+B)日数 169日 ÷ 首長活動日数 330日 × 100 = 51.2%
--

※活動区分Bの回数を実働5割とした場合

議員活動日数 119日・回 ÷ 首長活動日数 330日 × 100 = 36.1%

いずれにしても、議員一人当たりの活動日数は全国標準の比率を上回っている。

IV. 調査結果

これまでの調査を踏まえて、平成29年2月に各議員の「議員報酬改定についての考え方」について、「現状維持」、「引き上げるべき」、「引き下げるべき」の3択方式で行い、選択した理由を記述する調査を実施した。

調査の結果、「引き上げるべき」が8人、「現状維持」が7人の結果となり、ほぼ拮抗する結果となった。(各議員の調査票は別紙のとおり)

V. 費用弁償について

県内市町について調査したが、費用弁償のない市をはじめ、定額支給や実費支給、定額＋実費等々、各市町における移動距離や船等移動手段など実情に応じた支給状況であった。

長与町のような狭い地域で1,700円も必要ない。見直しか廃止すべき。報酬と二重に受け取っていると思われる。廃止されている市は政務活動費がある。本町の各種委員も報酬と会議出席時に費用弁償をもらっており、廃止は他の各種委員などにも影響がある。などの意見があったが、報酬同様、意見の一致は見られなかった。

おわりに

本特別委員会は、議員有志による要望書により平成28年9月9日設置された。

時を同じくして、地方議会議員による政務活動費の不正使用を批判する報道が頻発し、議員に対する逆風が強まる中でのスタートであった。

10月には広報広聴常任委員会が2回目の「町民意識調査」を実施した。議員報酬については、「適当」との回答が37%と最も多かった。

11月の公聴会では、残念ながら議員報酬引き上げに賛成の応募しかなかったが、議会活動に対し理解を示す住民が一定存在することも確認できたものとする。

29年1月には、議会改革問題等の専門家である山梨学院大学法学部の江藤俊昭教授の講演会も実施した。この講演会には住民の参加もあり、意義ある講演会であった。

「議員は減り、委員会構成も変わり、議員一人当たりの活動領域を拡大している。全国類似団体と比較しても、本町の報酬額及び首長比は平均以下」との意見がある一方、「長与町議会が突出して低くはない。アンケートからも引き上げの理解が得られる状況ではない」との意見もあった。

議員報酬は平成12年4月以降据え置かれたままとなっている。議員のなり手不足が課題となっている昨今、若い世代が立候補できる環境整備は必要であり、議員報酬問題をタブー視することなく検討していくことの重要性を再認識した。

この調査報告書を踏まえ、今後、あるべき議員報酬についての議論が進んでいくことを期待するものである。

以上、報告し、本特別委員会の調査を終了する。

長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会

委員長 山口 憲一郎